

広島県教育委員会訓令第1号

本 庁

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の

一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓

令

この訓令の施行の際現に広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和二年広島県教育委員会規則第 号。以下「改正規則」という。）による改正前の広島県教育委員会組織規則（平成九年広島県教育委員会規則第四号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の広島県教育委員会組織規則による同表の下欄に掲げる機関の職員になるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
教育部	学びの变革推進部
教育部学校経営支援課	学びの变革推進部学校経営戦略推進課
教育部教育支援推進課	学びの变革推進部教育支援推進課
教育部乳幼児教育支援センター	学びの变革推進部乳幼児教育支援センター
教育部義務教育指導課	学びの变革推進部義務教育指導課
教育部高校教育指導課	学びの变革推進部高校教育指導課
教育部豊かな心育成課	学びの变革推進部豊かな心と身体育成課
教育部特別支援教育課	学びの变革推進部特別支援教育課
教育部生涯学習課	学びの变革推進部生涯学習課

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。